

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、岡谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成25年5月18日（土） 午後2時から
- (2) 開催場所 岡谷市役所6階 605会議室（岡谷市幸町8-1）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
岡谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から平成25年5月17日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成25年5月10日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限りします。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県諏訪建設事務所、岡谷市役所
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公述申出書

(整理番号)

岡谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部守一様

公述申出人

住所

ふりがな
氏名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成25年5月19日(日) 午前11時から
(2) 開催場所 諏訪市役所2階 201会議室(諏訪市高島1-22-30)

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
(2) 案の閲覧
公告の日から平成25年5月17日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
(2) 公述申出期間
公告の日から平成25年5月10日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限りま)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県諏訪建設事務所、諏訪市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
<p>諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>長野県知事 阿 部 守 一 様</p> <p>公述申出人</p> <p>住 所 〒 _____</p> <p>ふりがな 氏 名 _____</p> <p>(電話 _____)</p> <p>意見の要旨</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、茅野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成25年5月18日（土）午後4時から

(2) 開催場所 茅野市議会棟 大会議室（茅野市塚原2-6-1）

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

茅野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から平成25年5月17日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成25年5月10日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県諏訪建設事務所、茅野市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

茅野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考)
- 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 - 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 - 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成25年5月18日（土） 午前11時から
- (2) 開催場所 下諏訪町役場4階 講堂（諏訪郡下諏訪町4613-8）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
下諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成25年5月17日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成25年5月10日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限りします。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県諏訪建設事務所、下諏訪町役場
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

下諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成25年5月19日（日） 午後2時から
- (2) 開催場所 富士見町コミュニティ・プラザ2階 研修室（諏訪郡富士見町富士見3597-1）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成25年5月17日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成25年5月10日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県諏訪建設事務所、富士見町役場
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書		(整理番号)
<p>富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>長野県知事 阿 部 守 一 様</p> <p>公述申出人</p> <p style="text-align: center;">住 所 〒 _____</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">(電話)</p> <p>意見の要旨</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</p> <p>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</p> <p>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>		

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画土地区画整理事業 辰野駅前土地区画整理事業

- 2 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び辰野町役場

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画地区計画 辰野駅前地区地区計画

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び辰野町役場

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月18日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 岩嶋敏男

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

県営水道料金計算事務システム等 一式

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年12月1日から平成30年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

上田市諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局川中島水道管理事務所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づ

く入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 県発注の同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(7) 公告の日から過去5年以内に受託開始日の属する年度の前年度末の給水人口が5万人以上の地方公共団体が経営する水道事業体においてパソコンシステムでの水道料金システム導入業務の受託実績を有すること。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又はプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾を受けていること。

(9) 特定非営利活動法人長野県ITコーディネータ協議会と資本提携を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道事業係

電話 026(235)7381

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年5月30日(木) 午後2時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局 分室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月23日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもつ

て申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県公営企業管理者職務執行者長野県企業局長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased
A set of water rate calculation system
- (2) Lease Duration
From December 1, 2013 until November 30, 2018
- (3) Delivery Place:
Ueda Waterworks Administration Office
Kawanakajima Supply Administration Office
Public Enterprise Bureau
- (4) Contact place for information about the tender:
Description / conditions / and other inquires:
Public Enterprise Bureau
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City
TEL: 026-235-7381 (Japanese Only)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 2:00PM, May 30, 2013
Place: Public Enterprise Bureau Annex Room, Nagano Prefectural Government 7F

企業局

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成25年4月18日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 岩 嶋 敏 男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
板野住設	長野市松岡2丁目41番24号	平成25年 4月11日

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月18日

長野県企業局北信発電管理事務所長
宮 尾 清 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
普通乗用車1台（2,000cc、4WD、AT）

- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成25年6月1日から平成30年5月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
長野市川中島町四ツ屋100
長野県企業局北信発電管理事務所
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は営業所を有していること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市川中島町四ツ屋100
長野県企業局北信発電管理事務所総務課
電話 026 (283) 7041
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年5月10日（金） 午前10時
イ 場所 長野県企業局北信発電管理事務所 2階会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月8日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県企業局北信発電管理事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

企業局

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年4月18日

東北信運転免許課長 高野 信之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|------------------------|------|
| (1) IC運転免許証用カード | 572箱 |
| (2) IC運転免許証用インクリボンカセット | 343箱 |
| (3) IC運転免許証用ラミネートリボン | 429箱 |

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 名称 | 東北信運転免許課 |
| (2) 所在地 | 長野市川中島町原704-2 |

3 落札者を決定した日

平成25年3月25日

4 落札者の名称及び所在地

- | | |
|---------|-----------------------|
| (1) 名称 | 富士フィルムイメージングシステムズ株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都品川区西五反田3丁目6番30号 |

5 落札金額

- | | |
|--------------------------------|----------|
| (1) IC運転免許証用カード1箱当たりの単価 | 304,920円 |
| (2) IC運転免許証用インクリボンカセット1箱当たりの単価 | 59,000円 |
| (3) IC運転免許証用ラミネートリボン1箱当たりの単価 | 55,040円 |

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成25年2月7日